

小美玉市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

- 1 社会保険加入の要件化について
経営事項審査の審査基準日時点で社会保険（健康保険、厚生年金）及び雇用保険に加入していない者は申請ができません。（適用除外者を除く。）
- 2 申請受付業種
建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。
- 3 名簿の有効期間
令和3年3月31日まで
（有効期間の始期については、「平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の搭載期間」を参照）
- 4 名簿の公表
有資格者名簿は、窓口での閲覧等により公表致します。
申請書が提出されたときは、当該公表に同意したものとみなします。なお、登録結果の通知は行いませんのでご了承ください。
- 5 等級格付について
建設工事29業種のうち、土木一式・建築一式・電気・管・舗装の5業種について、A、B、Cの等級格付を行います。等級格付は客観点数（申請時の総合評定値）と主観点数を合計した総合点数を基準に行いますが、等級別業者数を勘案し、総合点数基準を決定します。なお、総合点数基準の変更に伴い発注標準金額を見直しする場合がありますので、ご理解願います。

主観点数の評価項目

項目名	概要
工事成績 (市発注工事)	工事種別ごとの工事成績評定点の直前2年度分の平均点を基に算出した点数
女性の登用 (市内に本店を有する者に限る)	技術職員名簿に記載のある女性技術者数に応じて加点 監理技術者×4点、1級技術者×3点、登録基幹技能者×2点 その他技術職員×1点

- 6 名簿を共有する部局
この資格審査の対象部局は次のとおりです。
①小美玉市市長部局（本庁及び出先機関。以下同じ） ②小美玉市教育委員会
③小美玉市水道局 ④小美玉市消防本部
- 7 市税等納付状況調査の同意
入札参加資格審査申請書が提出されたときは、有効期限内において適宜おこなう市税等納付状況調査に同意したものとみなします。
- 8 個別書類について
個別書類はありません。
- 9 問合せ先
小美玉市役所 総務部総務課 契約検査係
TEL：0299-48-1111（内線1272）
E-mail：somu@city.omitama.lg.jp